

「指定短期入所生活介護サービス(ショートステイ)」 「指定予防短期入所生活介護サービス(ショートステイ)」 重要事項説明書

当施設は介護保険法の指定を受けております
(千葉県指定 介護保険事業所番号 1270907270)

当事業所はご契約者(ご利用者)に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを次の通りご説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- 1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- 3. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・ 4～10
- 5. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6. 非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 重要事項説明書付属文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～17

1. 事業者

- (1)法人名 : 社会福祉法人 南生会
- (2)法人所在地 : 千葉県船橋市古和釜町430番1
- (3)電話番号 : 047-457-8660
- (4)代表者氏名 : 理事長 藤代 孝七
- (5)設立年月 : 平成3年10月14日
- (6)その他事業 : 特別養護老人ホーム 南生苑(指定介護老人福祉施設サービス)
南生苑 ショートステイサービス(指定短期入所生活介護サービス)
特別養護老人ホーム みやぎ台南生苑(指定介護老人福祉施設サービス)
デイサービスセンター 南生苑(指定通所介護サービス)
ひばりの丘 デイサービスセンター(指定通所介護サービス)
船橋市南老人デイサービスセンター(指定通所介護サービス)
グループホームハピネス(認知症対応型共同生活介護)
南生苑在宅支援センター松が丘(指定居宅介護支援事業者)
松が丘在宅介護支援センター
みさき在宅支援センター南生苑(指定居宅介護支援事業者)
小室在宅支援センター南生苑(指定居宅介護支援事業)
豊富・坪井地域包括支援センター
※上記事業はいずれも介護予防の指定も受けております。
ひばり保育園
みそら保育園
あまねの杜保育園

(2024.8)

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類：指定短期入所生活介護事業所
千葉県指定 介護保険事業所番号 1270907270
平成27年3月1日指定
※当事業所は、特別養護老人ホーム みやぎ台南生苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的：指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(ご利用者)が、居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること。また、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご契約者(ご利用者)に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称：みやぎ台南生苑 ショートステイサービス
- (4) 事業所の所在地：千葉県船橋市みやぎ台4-18-1
- (5) 電話番号：047-447-5800
- (6) 事業所長(管理者)氏名：高橋 悟
- (7) 南生会の基本理念
1. 人間尊重・プライド尊重・プライバシー尊重を守ります。
 2. 利用者様の自立支援を基本に安心・安全・感動のある日々を提供します。
 3. 地域福祉に寄与します。
- (8) 開設年月 平成27年3月1日
- (9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間(曜日)	9:00~17:30(月~土)

※日・祝・祭日及び年末年始の受付は行っておりません。

- (10) 利用定員 20人
- (11) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は全室個室で便所・洗面台を備え、冷暖房完備です。日常生活は10名ずつのユニットケアを基本にしています。ユニット毎に共同生活室・浴室を設置しています。

居室・設備の種類	室数・面積	備 考
居室(1人部屋)	20室(18.21㎡)	2ユニット、各室便所・洗面台付
共同生活室	2室	各ユニットに1室(食堂、リビング)
浴室	2室	各ユニットに1室 一般浴槽、機械浴槽
医務室	1室	健康管理、与薬管理、栄養マネジメント、医療器具

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

- ◆居室の変更：ご契約者(ご利用者)からの申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者(ご利用者)の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者(ご利用者)やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(12) ご利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

施設・設備の種類	内 容
電気使用料	電気製品(テレビ、加湿器、電気毛布等)に必要な電気使用料です。

※ご契約者(ご利用者)の希望によりご利用いただけます。

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者(ご利用者)に別途利用料金をご負担いただきます。料金は4-(2)項をご覧ください。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ユニットケアを実施しております。ユニットケアとは、1つのフロアを10人の単位に分けて介護サービスを提供する体制です。

〈職員の配置状況〉

職 種	配置基準
施設長(管理者)	1名以上
医師	
看護職員	3名以上
介護職員	31名以上
生活相談員	1名以上
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
厨房職員(業務委託)	必要とされる人数
事務職員	必要とされる人数
介助員	
その他	

()内は非常勤

※職員の配置について介護老人福祉施設の職員と兼務であり、指定基準を遵守しています。

〈主な職種の勤務体制〉

	職 種	勤 務 体 制
1	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番：07：00～16：00 2名 日勤：08：00～17：00 2名 遅番：12：30～21：30 2名 夜間：21：15～07：15 1名
2	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08：45～17：30 3名 ※上記の時間以外に関してはオンコール体制にて対応を行う

☆日、祝日、年末年始は上記と異なります。

4. 当施設が提供する基準介護サービス

当施設が提供するサービスについては、

(1)ご利用料金が介護保険から給付される場合 (2)ご利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合
--

がございます。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス。(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き介護保険給付額が給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事(但し、食材料費は別途お支払いいただきます。(2)－②項参照)

- ・当施設では、管理栄養士の作成する献立表により、栄養状態並びにご契約者(ご利用者)の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供しております。また、バイキング食や選択食をはじめ、季節や行事の際の特別献立としておせち料理、祝膳等も提供しております。

食事時間	朝食：08：00～10：00／昼食：12：00～14：00／夕食：18：00～20：00
------	--

③おやつ・・・軽食又はお飲物等をユニット毎に、毎日提供しております。

④入浴・・・ご利用者様及びご家族様の意向のもと調整させていただき、ご利用期間中に入浴を実施いたします。

◆種類

特殊浴 [特殊浴(寝たきり、座位が保てない方)]

介助浴[一部介助及び全面的な介助が必要な方]

※季節の行事等により変更になる場合もございます。

◆その他

- ・清拭・・・身体の状態等により入浴できなかった方、発汗の多い方、オムツ交換時、また、ご希望の方に行っております。

⑤排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者(ご利用者)の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥機能訓練(リハビリ)

- ・機能訓練指導員により、ご契約者(ご利用者)の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行っております。
- 食前食後・・・歩行が可能な方には居室と食堂の間を、歩いて移動していただいております。

看護、介護職員による生活リハビリ・・・・・・・・・・毎日

⑦健康管理

- ・看護職員がご利用日の初日に簡単な健康チェックを行います。

内 容		
看護職員	毎日	健康保持・増進、病状変化の早期発見・対応

☆看護職員は常にご契約者(ご利用者)の健康の状況に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応が可能な体制を整えます。

☆この「健康管理」はショートステイご利用中に限るものとします。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、身体状況等を考慮し、できる限り起きて過ごせるように配慮いたします。
- ・生活のリズムを考え、ご希望により毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- ・清潔で快適な生活が送れることを目的とした、適切な整容が行われるよう援助いたします。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第8条参照)

○次の料金表によって、ご契約者(ご利用者)の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた額(自己負担額)をお支払い下さい[サービスの利用料金は、ご契約者(ご利用者)の要介護度に応じて異なります。]

併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I) 〈ユニット型個室〉

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (I) 〈ユニット型個室〉

○職員の配置状況等による体制加算を含みます。

- * 人員配置の変更等により、加算単位が変更となる場合があります。

○ご自宅から当苑までの送迎サービスをご利用の場合、送迎に関わるサービス費部分の自己負担割合に応じた額が加算されます。

■送迎時間についてショートステイご利用の際、ご希望の方につきましては、当方にてご自宅とみやぎ台南生苑の間の送迎を行います。

個別送迎を基本としております関係上、送迎時間についてご希望に添えない場合もことごとございます。

入苑日(お迎え) 午前9:00~10:30 ※詳細なお時間はご利用前日の連絡とさせていただきます。

退苑日(お帰り) 午後16:00~17:00 ※詳細なご希望には添えない場合がございます。

上記のお時間については、大凡の目安時間でございます。天候や道路事情、急な病院受診等に変更される場合もありますのでご了承ください。

又、ご希望がある場合は事前にご相談下さい。

○緊急短期入所受入加算

こちらの加算は緊急にサービスをご利用になられた方につきまして、最大7日間を限度とし上記の利用料金表3で示されている金額(サービス利用に係る自己負担額)に1日90単位増となります。

〈償還払い〉

☆ご契約者(ご利用者)がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者(ご利用者)が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者(ご利用者)の負担額を変更いたします。

利用料金表（要介護 1～5 と認定された方）

【基本サービス利用料金】

※（ ） { } は 2 割・3 割負担の場合

（ 1 日あたり ）
（円）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	7,504	8,229	9,029	9,785	10,521
介護保険から給 付される金額	6,753 (6,003) {5,252}	7,406 (6,583) {5,700}	8,126 (7,223) {6,320}	8,806 (7,828) {6,849}	9,468 (8,416) {7,364}
自己負担額	751 (1,501) {2,252}	823 (1,646) {2,469}	903 (1,806) {2,709}	979 (1,957) {2,936}	1,053 (2,105) {3,157}

【加算料金】

	利用料金	介護保険から給付される金額	自己負担額
サービス提供体制加算Ⅰ	234	210 (187) {163}	24 (47) {71}
サービス提供体制加算Ⅱ	191	171 (152) {133}	20 (39) {58}
サービス提供体制加算Ⅲ	63	56 (50) {44}	7 (13) {19}
看護体制加算（Ⅰ）	42	37 (33) {29}	5 (9) {13}
看護体制加算（Ⅱ）	85	76 (68) {59}	9 (17) {26}
看護体制加算（Ⅲ）1	127	114 (101) {88}	13 (26) {39}
看護体制加算（Ⅳ）1	255	229 (204) {178}	26 (51) {77}
機能訓練体制加算	127	114 (101) {88}	13 (26) {39}
個別機能訓練加算	596	536 (476) {417}	60 (120) {179}
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	191	171 (152) {133}	20 (39) {58}
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	213	191 (170) {149}	22 (43) {64}
送迎加算（1回につき）	1,961	1,764 (1,568) {1,372}	197 (393) {589}
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1か月の総単位数の140/1,000に相当する単位数を算定		
緊急短期入所受入加算	959	863 (767) {671}	96 (192) {288}

利用料金表（要支援 1～2 と認定された方）

【基本サービス利用料金】

※（ ） { } は 2 割・3 割負担の場合

（ 1 日あたり ）
（円）

	要支援 1	要支援 2
利用料金	5,639	6,992
介護保険から給付される金額	5,057 (4,511) {3,947}	6,292 (5,593) {4,894}
自己負担額	564 (1,128) {1,692}	700 (1,339) {2,098}

【加算料金】

	利用料金	介護保険から給付される金額	自己負担額
サービス提供体制加算Ⅰ	234	210 (187) {163}	24 (47) {71}
サービス提供体制加算Ⅱ	191	171 (152) {133}	20 (39) {58}
サービス提供体制加算Ⅲ	63	56 (50) {44}	7 (13) {19}
機能訓練体制加算	127	114 (101) {88}	13 (26) {39}
個別機能訓練加算	596	536 (476) {417}	60 (120) {179}
送迎加算（1 回につき）	1,961	1,764 (1,568) {1,372}	197 (393) {589}
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1 か月の総単位数の 140/1,000 に相当する単位数を算定		

（2）（1）以外のサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者（ご利用者）の負担となります。

①滞在費

料金：ユニット型個室 1 日あたり 2,400円（税込）

②食費

料金：1 日あたり 1,550円（税込）

○朝食／410円

○昼食／630円

○夕食／510円

☆滞在費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

◇当施設の滞在費・食費負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、ショートステイ利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

<利用者負担限度額>

1日当たり 単位：円

対象者		負担区分	滞在費	食費	計
生活保護受給者		第1段階	880	300	1,180
高齢福祉年金受給者					
世帯全員が 市町村民税 非課税	課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万 円以下の方	第2段階	880	600	1,480
	課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万 円超120万円以下の方	第3段階①	1,370	1,000	2,370
	課税年金収入額と合計 所得金額の合計が120 万円超	第3段階②	1,370	1,300	2,670
上記以外の方		第4段階	2,400	1,550	3,950

※利用者負担区分が第4段階の方は、施設との契約による設定となります。

③特別な食事

毎月1回特別なメニューによるお食事です。通常のお食事との選択性です。

料金：1回 1,000円 (税込)

④理髪・美容

◆美容サービス・・・1ヶ月に1回、美容師の出張による美容サービス(カット、シャンプー、パーマ、カラー)をご利用いただけます。ご利用の際は事前にご予約が必要となりますので担当者までご連絡ください。

利用料金：要した費用の実費

⑤買い物代行サービス

利用期間中に必要な物品についてご家族様での準備ができない場合は、当施設で必要な物品の調達を代行させていただきます。

⑥貴重品の管理

基本的には、ご利用の際に必要なもの以外の貴重品についての持ち込みはお断りいたします。但し、独り暮らしの方やご事情のある方などは事前にご相談の上、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

利用料金：ご利用にあたり 1日 50円 (税込)

⑦電気使用料

居室にレンタル用品を設置希望の方、持ち込みの電気製品類(充電器等)の電気使用料金です。

利用料金：1日 31円 (税込)

⑧テレビレンタル使用料

テレビのご使用希望の方に利用期間中お貸し出し致します。

利用料金： 1日 71円 (税込)

⑨レクリエーション行事等

ご契約者(ご利用者)の希望によりレクリエーション行事等に参加していただくことができます。

※活動内容によっては材料費や参加費として実費をいただく場合もあります。

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

・歯ブラシ・カミソリ・ノート等

※ オムツ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はございません。但し、当苑指定以外のオムツをご希望の場合は全額自己負担となります。

⑪ご契約者(ご利用者)の送迎に係る費用

・ご利用期間中に病院への受診、入院が必要と判断された場合は、ご家族の方に対応していただきます。但し、諸事情により、ご家族の対応が不可能な場合に限り当事業所と医療機関等との間の送迎サービスを行います。

その他：経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に内容と事由について、変更を行う2ヶ月前までにご案内します。(⑤を除く)

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月10日頃までに前月ご利用分の請求を申し上げますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 現金(事務所までお越し頂ける方に限ります)
イ. 下記指定口座への振り込み ※手数料はご契約者(ご利用者)の自己負担となります。

千葉銀行 高根台支店 普通預金No. 2279409 口座名 社会福祉法人 南生会

- ウ. 郵便局口座自動引落…毎月25日に口座より自動引落。
エ. 銀行口座自動引落……毎月20日に口座より自動引落。
(ウ、またはエのお支払い方法の場合、手数料は当法人にて負担致します。)

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

- ◆利用予定期間の前に、ご契約者(ご利用者)の都合により、ショートステイサービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の2日前までに事業者へ申し出て下さい。
- ◆利用開始予定日の2日前までに利用中止の申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者(ご利用者)の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の2日前までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ◆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者(ご利用者)の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者(ご利用者)に提示して協議します。
ご契約者(ご利用者)がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

■苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 大金 庸
■住所 : 〒274-0804 千葉県船橋市みやぎ台4-18-1 ■TEL : 047-447-5800 / FAX : 047-447-5801 ■受付時間 毎週月曜日～土曜日(日、祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 ※また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所 介護保険課 高齢者相談窓口	所在地 : 千葉県船橋市湊町2-10-25 TEL : 047-436-2302 / FAX : 047-436-3307 受付時間 : 毎週月曜日～金曜日(土、日、祝、年末年始除く) 9:30～16:30
---------------------------	--

6. 非常災害対策について

当施設は、非常災害時の関連機関への通報及び連携を取り、利用者の安全を第一に必要な対応を行います。又、非常災害に備える為、想定される災害に係る避難訓練等を実施します。

- (1) 防災時の対応 消防計画書
- (2) 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火栓の消防設備を備えています。
- (3) 防災訓練 年2回の避難訓練・消火訓練を実施します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護サービス みやぎ台南生苑 ショートステイサービス

説明者職名 生活相談員 氏名 大金 庸 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 ㊟

代理人住所

氏 名 ㊟

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第125条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 地上3階
- (2) 建物の延べ面積 5,815.81㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- ・特別養護老人ホーム みやぎ台南生苑 [指定介護老人福祉施設サービス] 定員 80名
千葉県指定；平成26年9月24日指定
介護保険事業所番号；1270907080号

- (4) 施設の周辺環境

近隣には県立船橋北高校があり、学生の快活な声が聞こえてきます。また、自然に恵まれた環境にもあり、アンデルセン公園、県民の森等の施設が近所にあります。

2. 職員の職種

介護職員……………ご契約者(ご利用者)の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員……………ご契約者(ご利用者)の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

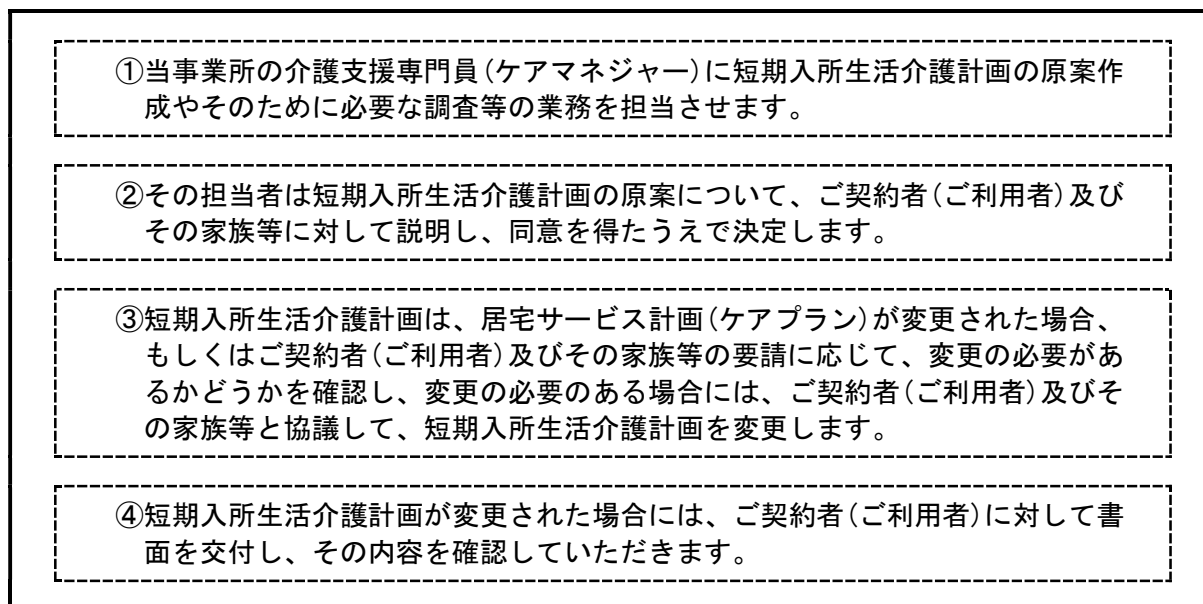
看護職員……………主にご契約者(ご利用者)の健康管理や療養上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員……………ご契約者(ご利用者)の機能訓練を担当します。

介護支援専門員……………ご契約者(ご利用者)に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

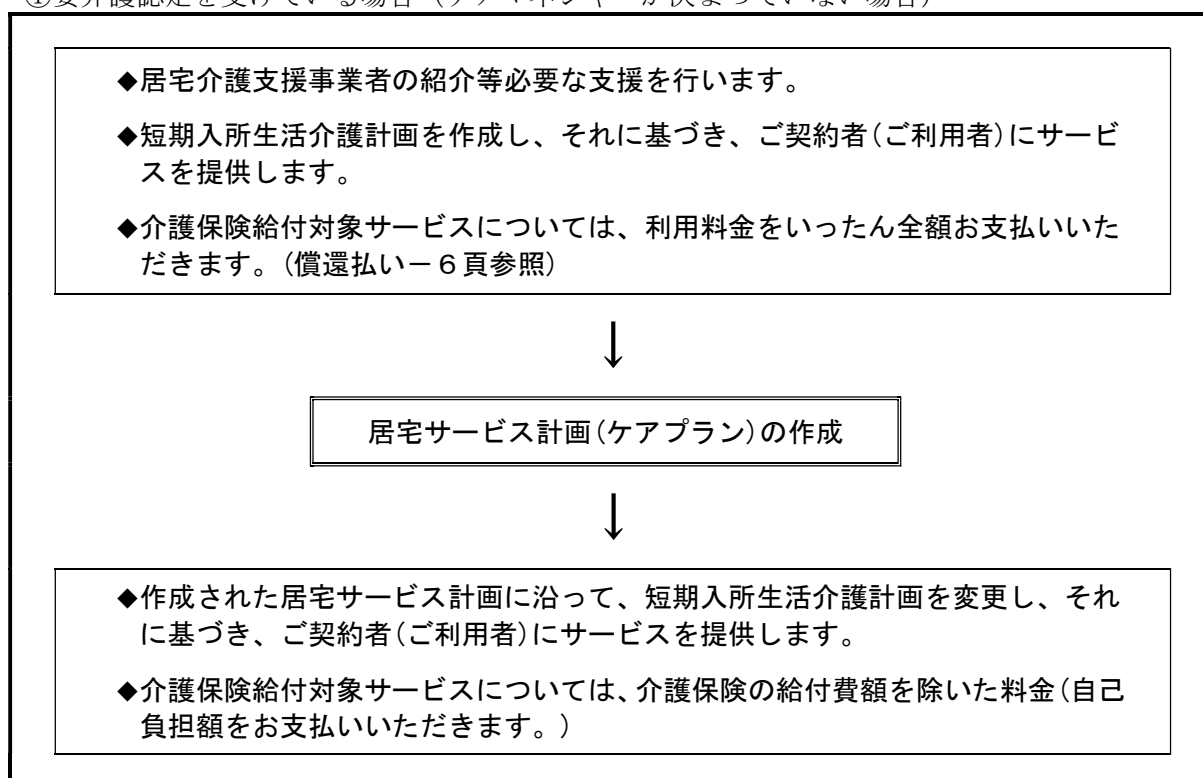
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 契約者(ご利用者)に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

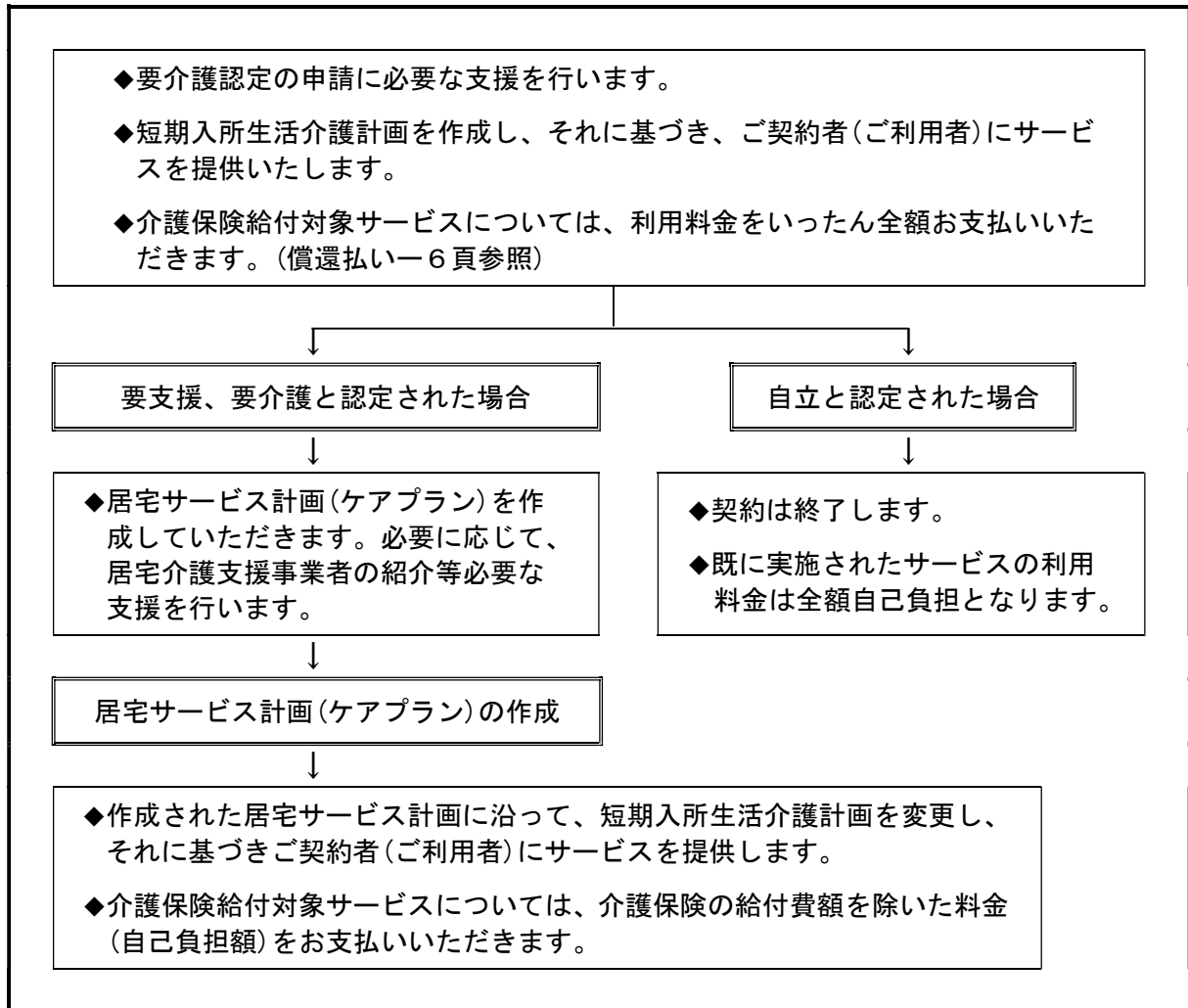


- (2) ご契約者(ご利用者)に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合 (ケアマネジャーが決まっていない場合)



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

当事業所では、ご契約者(ご利用者)に対してのサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者(ご利用者)の生命、身体、財産の安全・確保に配慮いたします。
- ②ご契約者(ご利用者)の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご家族等やご契約者(ご利用者)から聴取、確認のうえでサービスを実施します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者(ご利用者)に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者(ご利用者)に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者(ご利用者)または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者(ご利用者)に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者(ご利用者)又は他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急でやむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者(ご利用者)へのサービス提供時において、ご契約者(ご利用者)に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者(ご利用者)又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。但し、ご契約者(ご利用者)に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者(ご利用者)の心身等の情報を提供いたします。また、ご契約者(ご利用者)との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者(ご利用者)の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

◆多額な現金 ◆ペット(生き物) ◆大きな家具 ◆危険物 ◆食べ物

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00

※来訪者の方は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※なお、来訪される場合、携帯電話は必ず電源を切ってください。

(3) 外出

外出される場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、

4. (2) -②に定める食材料費は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第13条、第14条参照)

- ◆居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- ◆故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者(ご利用者)の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ◆ご契約者(ご利用者)に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者(ご利用者)の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ◆当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

短期入所生活介護(ショートステイ)ご利用中に喫煙の希望がある場合は、事前にお申し出下さい。喫煙ご希望のご契約者(ご利用者)はトラブルを避けるため、介護職員室にて煙草及びライターの管理をさせていただきます。

なお、事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、原則としてご家族の方に対応していただきます。

6. 損害賠償について(契約書第15・16条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者(ご利用者)に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。但し、その損害の発生について、ご契約者(ご利用者)に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者(ご利用者)の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から**6ヶ月間**ですが、契約期間満了の**2日前**までにご契約者(ご利用者)から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に**6ヶ月間**同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第18条参照)

- ①ご契約者(ご利用者)が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者(ご利用者)の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者(ご利用者)に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者(ご利用者)から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者(ご利用者)からの解約・契約解除の申し出(契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者(ご利用者)から、利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の**7日前**までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの、利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者(ご利用者)が入院された場合
- ④ご契約者(ご利用者)の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者(ご利用者)の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他のご利用者がご契約者(ご利用者)の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者(ご利用者)が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者(ご利用者)による、サービス利用料金の支払いが**3ヶ月以上**遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者(ご利用者)が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④以下の言動によって、他の利用者及び職員に看過できない程度の重大な悪影響が生じた場合。
 - 1. 殴る、蹴る、物を投げる等の身体的暴力
 - 2. 理不尽な要求をする、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける等の精神的暴力
 - 3. 意に添わない性的な言動をする、むやみに身体に触れる等のセクシャルハラスメント
 - 4. その他、他の利用者及び職員に対しての著しい迷惑となった行為

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者(ご利用者)の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 第三者評価について

当事業所において、第三者評価は実施しておりません。

以上